第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義され、その促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとしています。

掛川市では、平成 18 年４月に「掛川市男女共同参画条例」を施行し、この条例に基づき、平成 18 年度に「第１次掛川市男女共同参画行動計画」、平成 23 年度には「第２次掛川市男女共同参画行動計画」を策定しました。また、平成 28 年４月に「掛川市男女共同参画条例」を改正、同年度には、「第３次掛川市男女共同参画行動計画」を策定し、５年ごとに見直しをしながら、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の視点から横断的に推進事業に取り組むとともに、社会的機運醸成や行動変容につながるよう取り組みを積極的に進めてきました。特に、平成 28 年の掛川市男女共同参画条例の改正により、市の設置する委員会の委員の男女比を50%としたことは、大きな意識改革を図ることができました。

また、地方創生や平成 27 年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

このような取り組みにより、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、社会全体においては固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分ではありません。また、ダイバーシティの視点から課題を認識していくことも必要です。

加えて、令和２年からの新型コロナウイルス感染症の拡大による配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画社会の重要性を改めて認識することになりました。支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることがないよう、男女共同参画の課題への対応がより一層求められています。

今後は、こうした課題を踏まえ、ダイバーシティ社会の実現に向けて、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、アンコンシャス・バイアスの解消等、家庭・地域・企業等のあらゆる場においての課題を解決することが必要となっています。

こうした現状や国の第５次男女共同参画基本計画や第３次静岡県男女共同参画基本計画を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、「第４次掛川市男女共同参画行動計画」を策定します。

2 計画策定の背景

（１）世界の動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 年から始まる「国連婦人の 10 年」に続く様々な取組が行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成 27 年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」（以下「ＳＤＧｓ」という。）が掲げられました。

17 の目標の中には、「ゴール５　ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

（２）国の動き

国は、平成 11 年６月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成 27 年 12 月に「第４次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成 28 年４月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備する新たな段階に入りました。

令和２年 12 月 25 日には「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえた目指すべき社会として改めて以下の４つを提示し、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

③ 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会

④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、平成 30 年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野における男女共同参画の推進に向けた国及び地方公共団体の責務等を定めています。

令和元年には、「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象は、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されるなど、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図っています。

（３）静岡県の動き

県は、平成 13 年７月に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、平成 15 年にこれに基づく「静岡県男女共同参画基本計画」を、平成 22 年に「第２次静岡県男女共同参画基本計画」を策定しました。第２次計画は基本計画と実践計画の２部で構成されており、計画の実行性を高め、着実な進捗を図るため計画期間の 10 年間を３期に分け、具体的な施策や数値目標を盛り込み、重点テーマを定めて推進しています。

また、平成 29 年には「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を策定し、基本計画及び実践計画の中の職業分野に特化した計画と位置づけ、女性活躍推進のための施策を官民が連携して推進しています。

令和２年度には、令和３年度から令和７年度までの５年間を計画期間とした第３次基本計画を策定しました。

３ 計画の期間

計画期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

平成 29 年度	30 年度	令和 元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
第３次掛川市男女共同参画行動計画					第４次掛川市男女共同参画行動計画				

4 計画の位置づけ

〇本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第３項及び「掛川市男女共同参画条例」第11条第１項に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

〇本計画は、「第２次掛川市総合計画」を上位計画とし、「第四次掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「第2期掛川市子ども・子育て支援事業計画」「第２期掛川市教育振興基本計画」「掛川市人権施策推進計画」「第８期掛川市介護保険事業計画・掛川市高齢者福祉計画」「掛川市第２次健康増進計画・第３次食育推進計画」「第６期東遠地域広域障害福祉計画・第２期東遠地域広域障害児福祉計画」などの関連計画との整合性を図っています。

〇国の「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」及び静岡県の「第３次静岡県男女共同参画基本計画」との整合性に配慮した計画としています。

〇本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第２項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。
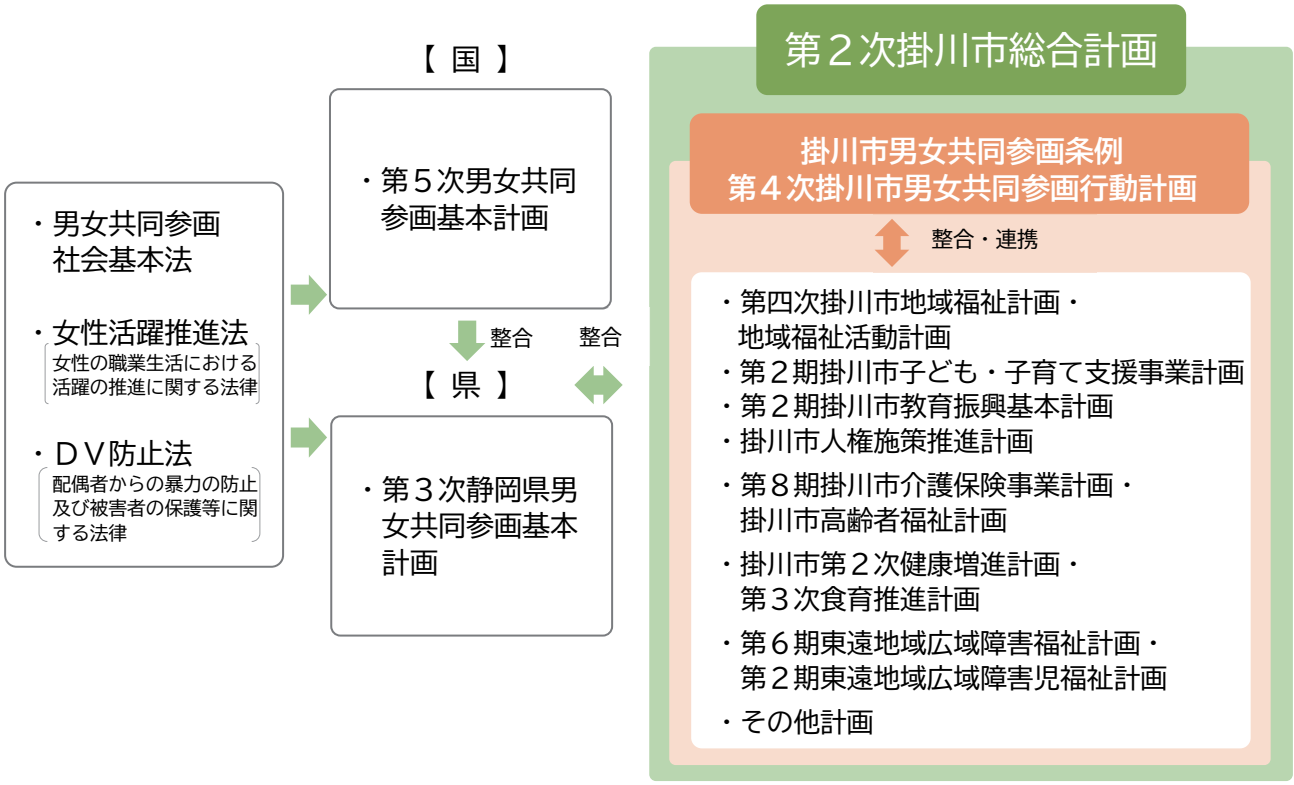
〇本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第２条の３第３項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画として位置づけます。